

記者提供資料
令和2年3月25日(水)
危機管理課(担当:西垣)
電話559-5057(直通)内線2320

新型コロナウイルス感染症への対応について(第19報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおり決定しましたので報告します。

1. 決定事項

- (1) 保育所等保育料の取り扱い等について **別紙1**のとおり
(子ども・未来部子育て応援室保育振興課)

- (2) 臨時窓口開設に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みについて
別紙2のとおり (地域創生部市民協働室市民課)

別紙 1

保育所等保育料の取り扱い等について(新型コロナウイルス感染症対策)

1 国の取り扱い

子ども・子育て支援法施行規則改正が行われ、3月2日の小中学校等一斉休校要請以降に臨時休園等があった場合は、保育所等保育料を保育の提供を受けた日数分の保育料に日割りする。(保育料×臨時休園等を除く開所日数÷25)

臨時休園等＝小中学校等の一斉休業にともない保育士が少ない中で、小学校の子どもを見るために自宅にいる保護者の園児について、自宅での保育を要請する場合など、市の要請・同意により保育所等に登園しなかった場合も含めることを市の判断により決定できる。

2 三田市の対応

各保育所等では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、仕事が休みの場合や、育児休業中等の保護者に登園の自粛を任意的によびかけている。登園自粛要請は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に一定の必要性があることから、これらの登園自粛の要請も市からの要請による臨時休園等に含まれるものとし、**3月保育料の日割り対応を行うこととする。**

なお、4月以降については、小中学校等休校要請の状況などにより改めて判断を行う。

(1) 対象者 保育所、認定こども園（3号認定）、小規模保育施設

保育料 558 人（保育料が徴収されている 0～2 歳児）

給食費 75 人（三田保育所 3～5 歳児）

※三田保育所は 3 月分給食費についても日割り対応

(2) 実施方法

- ・ 3 月分保育料は通常どおり収納する。ただし、認定こども園、小規模保育施設は各園が収納
- ・ 3 月の児童欠席日数により、保育料の日割り額算定
- ・ 保育料還付は、認可保育所は三田市より、認定こども園、小規模保育施設は各園より行う。(なお、還付額は市より各園へ給付)

三田保育所＝三田市から保育料、給食費を還付

私立保育所＝三田市から保育料を還付、給食費は各園が設定、徴収しており、三田保育所を参考に各施設で判断する。

認定こども園、小規模保育施設＝各施設から保育料を還付、給食費は各園が設定、徴収しており、三田保育所を参考に各園で判断する。

(3) 今後のスケジュール

3 月 （3 月分は通常どおり収納）

保護者に保育料日割り額算定、還付する旨の通知

4 月 各保育園、認定こども園、小規模施設に児童出席簿の提出を依頼

5 月末まで（予定） 各保護者への還付

子ども・未来部子育て応援室
保育振興課（担当：長澤）
直通：559-5073 内線：2650

臨時窓口開設に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みについて

例年 3・4 月は引っ越しに伴う手続きなどで、窓口は大変混雑することから、3 月 29 日及び 4 月 5 日に臨時窓口を開設しますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下の取組みを行うこととし、来庁される市民の皆様にご協力をお願いするとともに、併せて、マイナンバーカードを利用した証明書の取得や郵送による届け出ができるものについても周知に努めます。

記

1 窓口の臨時休日開庁

- (1) 実施日時 3 月 29 日 (日)・4 月 5 日 (日) 10 時～15 時
- (2) 取扱い業務 住民異動届 (転入・転居・転出等の届出)、
住民票の写しなど証明書の交付、
印鑑登録申請、印鑑登録証の交付、
マイナンバーカードの電子証明書の有効期限更新
(問い合わせ先：市民課住基担当 電話 559-5044)
福祉医療費助成の申請
(問い合わせ先：国保医療課 電話 559-5049)
児童手当の申請
(問い合わせ先：子ども家庭課 電話 559-5072)
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組み
 - ① 37.5 度以上の発熱や風邪のような症状がある場合は、来庁をご遠慮いただくようお願いする。
 - ② 咳エチケットの徹底などをお願いする。
 - ③ 庁舎入り口にアルコール消毒液を設置し手洗いの徹底を行う。
 - ④ 概ね 1 時間間隔で換気を行う。
 - ⑤ 来庁者が密集しないよう市職員による誘導等を行う。

2 証明書のコンビニ交付サービス

市役所や各市民センターでの発行の場合は 1 通 300 円ですが、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書が 6 時 30 分から 23 時まで、全国のコンビニエンスストア等では、1 通 200 円で取得できます。

(問い合わせ先：市民課証明担当 電話 559-5068)

3 郵送による届け出ができるもの

- (1) 転出届 (他の市町村への住民票の異動の手続き)
- (2) 国民年金の資格取得届等の各種届出書の提出
(問い合わせ先：市民課住基担当 電話 559-5044)

地域創生部市民協働室
市民課 (担当：松下)
直通 559-5044 (内線 2440)